

鳥栖市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の不必要な繁殖防止、望まれない命の誕生による殺処分数の減少、それらの猫による生活環境被害の軽減等を目的として、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施する者に対し、その必要経費の一部を助成することに関し鳥栖市補助金等交付規則（平成15年規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 飼い主が不明の猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 獣医師が行う卵巣、子宮又は精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 地域猫活動 飼い主のいない猫を一時的に保護し、不妊去勢手術を実施し、その証として耳先をカットした猫を元の場所に戻した上で、給餌及び給水を行い管理する活動をいう。
- (4) 市民活動団体 鳥栖市市民活動団体の登録に関する要綱（令和2年10月1日施行）により登録された団体をいう。
- (5) 地域猫活動団体 市内に住所を有し、地域猫活動を行う者3人（同一世帯不可）以上で構成する第4条の規定による承認を受けた団体をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 鳥栖市市民活動団体に登録している地域猫活動が可能なボランティア団体
- (2) 地域猫活動団体

(団体の登録)

第4条 第3条第2項に規定する交付対象者は、あらかじめ地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、地域猫活動団体の登録承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは地域猫活動団体登録承認通知書（様式第2号）により、不適当と判断したときはその理由を記載して地域猫活動団体登録不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更及び廃止)

第5条 前条の登録承認を受けた団体は、登録内容に変更が生じた場合は地域猫活動団体登録変更届（様式第4号）により、活動を廃止した場合は地域猫活動団体登録廃止届（様式

第5号)により、市長に届け出なければならない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、不妊去勢手術にかかる実費とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 不妊手術 1匹につき20,000円

(2) 去勢手術 1匹につき10,000円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、地域猫活動実施前に、地元自治会の同意を得た上で、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 地域猫活動実施計画書(様式第7号)

(2) 振込口座通帳の写し(コピー)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要な調査を行い、適当と認めたときは、当該補助金の交付を決定し、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付決定通知書(様式第8号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、一時保護した猫を手術後に捕獲した場所に返したとき(以下この項において「完了の日」という。)は、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金実績報告書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて、完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日(3月31日が土曜日又は日曜日で閉庁日であるときは、当該閉庁日直近の金曜日)のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 手術費用の領収書

(2) 耳先カット部分の術前術後の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、審査の上、補助金の額を確定し、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金確定通知書(様式第10号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知書を受け、補助金を請求しようとする者は、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助対象者が偽りその他の不正の行為により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は

一部の返還をさせることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。